

在学中保存

令和7年度

入学のしおり

八王子市立^{やまた}山田小学校

【電話】 042-664-3984

目次

1. 入学前に身に付けておきたいこと
2. 入学式
3. 入学前の準備（学用品・教材費・山田小のやくそく）
4. 健康・保健について
5. 学校給食について

※本日（2／25）の説明会終了後
通学路リボンを受け取ってからお帰りください。

1 入学前に身に付けておきたいこと

- ① 返事やあいさつ、必要な話ができるようにしておいてください。

トイレに行きたい

おなかがいたい

自分の物がない

など、体の調子のこと、困っていることを言葉で言えるようにしておいてください。

- ② 「落ち着いて人の話を聞くこと」が大事なことで話してください。

- ③ 身のまわりのことは、自分でできるようにしておいてください。

- ④ くつ箱、ロッカー、机などには、ひらがなで児童の氏名が書かれています。

自分の名前を読めるようにしておいてください。

- ⑤ 登下校の道が決まっています。入学前に一緒に歩いて覚えさせてください。

その際に

- ・道路の横断の仕方
- ・信号の見方
- ・危険な場所

など、教えてください。

- ⑥ 思いもよらない事故が発生する可能性があります。万一来て、

- ・保護者の名前
- ・住所
- ・電話番号

などを言えるようにしておいてください。

※知らない人には、教えないように話してください。

- ⑦ 衣服の着脱は、自分できちんとできるようにしてください。

体育の時など、一人で脱ぎ着をする機会がたくさんあります。後ろ開きの服など一人で脱ぎ着できないものはさけてください。**マスクを着用することもあります。予備も必要です。**

- ⑧ 朝食を食べさせてください。

朝食をとらないで登校する子供が見られます。健康管理の上から好ましくありません。また、学習意欲の低下や情緒の不安定を招くこともあります。朝食をとってか

ら登校させるようにしてください。

- ⑨ 持ち物には、すべてひらがなで名前を書いてください。

学用品の中には同じような物が多く、入学当初は、友達の物と間違えるということもしばしばあります。また、ハンカチや下着等身に付けるものには、すべて記名してください。

- ⑩ 給食は4月11日（金）から始まる予定です。

食べ始めに10分～15分程「もぐもぐタイム」を設定しています。ランチマットを使います。給食当番の時はマスクを着用します。

食べる量や速さにも個人差があります。絶対に残してはいけないわけではありませんが、食わず嫌いではなく、食物アレルギー以外のものは、口にできるように、また、一人分をなるべく食べられように、日頃から家庭でも意識させてください。命に感謝して食べることやマナーについては、家庭でも学校でも同じです。お箸の正しい持ち方、扱い方ができているか改めて見てあげてください。

日常生活の基本的なことは、どうなっているでしょうか。

もう一度お子さんの様子を見て、ご家庭でご指導をお願いいたします。

- ・一定時間落ち着いて黙って座ってられる
- ・話の聞き方
- ・あいさつ・返事
- ・周りのペースに合わせられる
- ・顔を洗うこと
- ・歯みがきをすること
- ・手を洗うこと
- ・食事の仕方
- ・トイレの使い方（学校はほとんど洋式トイレです。）
- ・衣服の着脱、たたみ方、しまい方
- ・ひもやなわとびを結ぶこと
- ・生活の時間、遊び、ゲームをやりすぎないなど、時間の観念・家庭のルール

2 入学式

4月 8日（火）午前11時00分～11時30分（予定）

*その後、写真撮影（体育館）や学級指導（各教室）などがあり、
下校は12時30分前後になります。

① **入学式受付は午前10時30分～10時45分です。（時間厳守）**

② 各家庭出席は2名までとなります。

③ 受付は西玄関です。

受付で、名札・クラス名簿のプリントをもらってください。

受付を済ませたら、保護者は直接体育館に行ってください。

入学式は、体育館で行います。式の後、学級ごとにクラス写真撮影があります。

④ 写真撮影後、児童のみ学級指導があり、保護者の方は体育館にて配布物の説明等があります。

⑤ 当日教科書を配付します。（教科書は、国からの無償給付です。）

*当日の児童の持ち物

・ランドセル（下校コースのリボンを左につける。）

・上履き、上履き袋 ・ハンカチ（持たせてください。）

⑥ 保護者用の上履き・外履きを入れる袋・名札(2/25に配布)をお持ちください。

⑦ 当日都合が悪くて欠席の場合は、8時15分～9時30分の間に必ず学校に電話をしてください。

(042-664-3984)

3 入学前の準備

【学用品について】

文房具類はすべて、シンプルで
学習に集中できる物にしてください。

①ランドセル

②下じき（無地で丈夫な素材、目に優しい色の物）

③筆箱（鉛筆を固定できる、箱型のもの）

④鉛筆（B または 2B を 4～5 本、赤青 1 本。キャップは使わず、筆箱に固定させます。）

⑤消しゴム（よく消せるもの。転がらず、においがついていないもの。）

⑥はさみ（先の丸いもの。刃の部分にカバーがついているもの。）

⑦色鉛筆（12 色）

⑧ クレヨン（16 色）

⑨ のり（水のりとスティックのりの 2 種類）

⑩名前ペン

⑪ 体育着、紅白帽子、体育着袋

男女共通 上…白の半袖 下…紺のハーフパンツ（冬には防寒用で、白の長袖体育着、また、ボタン、ファスナーやフードのないトレーナー、運動に適した長ズボンを上に着ることもできます。ハイソックスは、ひざ下までにしてください。）

⑫上履きと上履き袋

上履きは、底がすべらないもの。スニーカーではないもの。無地のもの
前（横書き）とかかと（縦書き）2か所に記名してください。

⑬防災頭巾と椅子に掛けるための防災頭巾カバー

⑭ランチマット

⑮マスク・予備のマスク

⑯手提げ袋（図書室の本や道具箱、防災頭巾などを入れます）

※⑪と⑫の袋のひもは、短めの細いものにしてください。（落ちにくく、床につかない）

※保育園や幼稚園で使用していたものでも構いません。

※ノート（国語、算数、自由帳、連絡帳）、連絡袋、道具箱は一括購入します。集金については、後日担任からお知らせします。

※定規（折りたたまないもの）は2学期から使います。



フードやボタン、ファスナーが付いていない

手首のところが絞られている

無印かワンポイントもしくはライン等のシンプルなもの

裾が広がっていない

※水着はまだ必要ありませんが、もし用意される場合は、以下のようなシンプルなものにしてください。

- ・柄、模様、装飾（フリルなど）等のないシンプルな形のもの（図1）
- ・「セパレート型」のもので、腹部を完全に覆うものは可（図2）
- ・股下 14～20cm のトランクスタイプのものも可（図3）（サーフパンツ型は不可）
- ・帽子はオレンジ色のメッシュタイプ

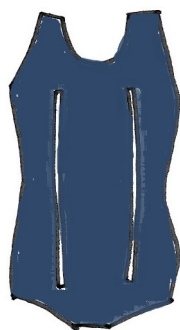


図 1



図 2



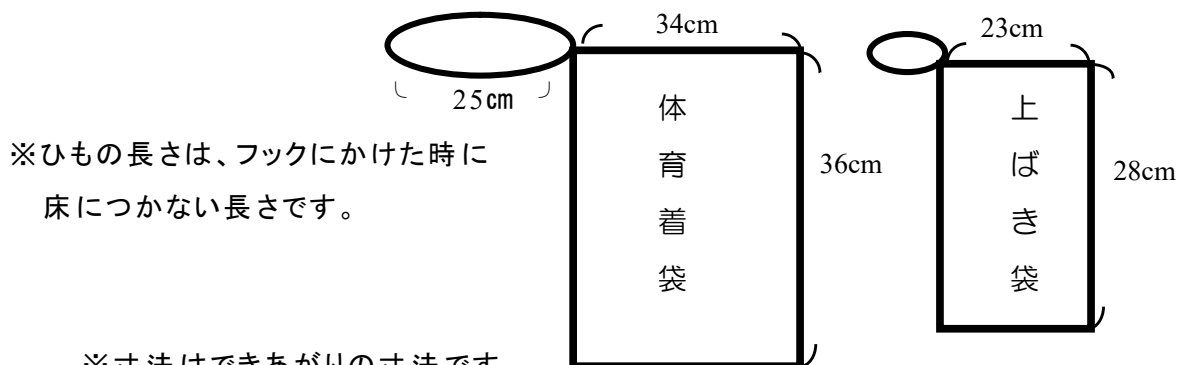
図 3



※全ての物にひらがなで必ず記名をしてください。（大きく、はっきりと）

＜体育着袋と上履き入れ＞

ひもは、短めの細いものにしてください。



※寸法はできあがりの寸法です。

（めやすの寸法です。参考にしてください。）

＜防災頭巾と防災頭巾カバー＞

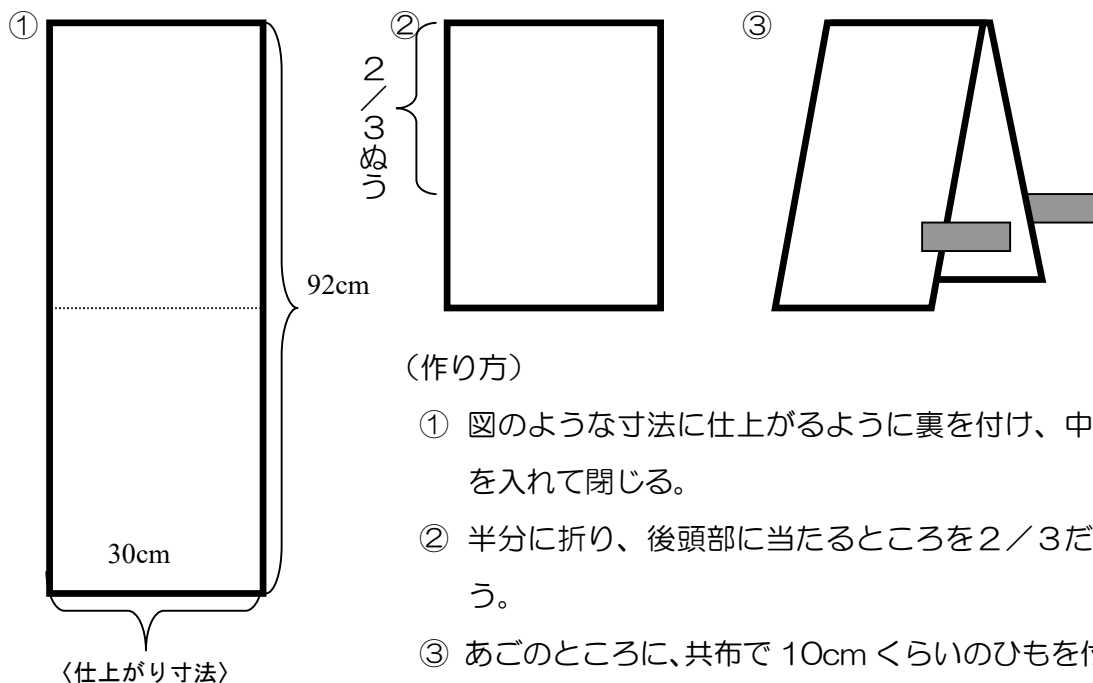
非常時に避難する場合に備えて、防災頭巾と、頭巾を入れて椅子にかけるカバーを用意していただきます。（耐火製のある市販のものをおすすめします。）

※ 防災頭巾は、中学校でも引き続き使用します。

参考までに、作り方をのせておきます。

（１）防災頭巾

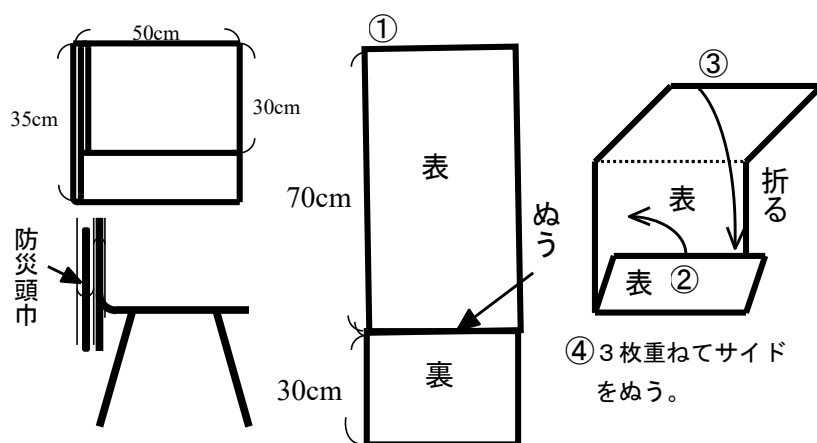
材料：布地（長さ1 mほど） 綿（厚さ2～3cm）



マジックテープで止めるようにする。

※ひもでしばると非常の場合、ほどきにくい。

(2) 防災頭巾カバー



○キルティング地等の厚めの布がよい。
○仕上がり寸法になるようにする。
○防災頭巾を入れるところと背もたれにかけるところを作る。
○防災頭巾を入れるところには、マジックテープを付けて止められるようにする。

【教材費について】

教材費の支払いは口座振替になります。兄弟がいる場合でも、手続きは全員必要になりますので、期限までをお願いいたします。

① 取り扱い金融機関 ゆうちょ銀行（どこの支店でも可）

② 手続き

ア. ゆうちょ銀行に口座がない場合

- ・ゆうちょ銀行に普通口座を開設し、「自動払込利用申込書」をゆうちょ銀行の窓口へ提出してください。

イ. ゆうちょ銀行に口座がすでにある場合

- ・「自動払込利用申込書」を最寄のゆうちょ銀行の窓口へ提出してください。念のため、通帳と届出印をご持参ください。

※自動払込利用申込書の提出期限：3月7日（金）

③教材費の金額

1年生の年間予定額は約1万円です。（購入するものによって、多少変動することもあります。）購入するものや、引き落とし日・引き落とし額についての詳細は入学後に改めてお知らせいたします。

- *引き落としができなかった場合は、児童を通じて未納通知が届きますので、登録口座への入金をお願いいたします。再振替日に振替ができなかった場合、その月の分は現金で集金となります。
- *年度末に会計報告を行います。残金は1～5年生は翌年度に繰越、6年生と転出児童については保護者様の口座に返金いたします。(振込手数料として66円かかります。)
- *残金が1人あたり1円未満の場合は、ユニセフに募金させていただきます。
- *ゆうちょ銀行の口座は、卒業まで変更のないようお願いいたします。やむをえず変更する場合は、必ず学校に届け出てください。

<自動払込利用申込書の記入要領>

- ①お申込み人(口座名義人)を記入し、1枚目に押印する。
- ②備考欄に、児童氏名・学年を記入する。

自動払込利用申込書		申込専用	
※太枠内にボールペンではっきりとご記入ください。 ※「お届け印」欄には、通常貯金のお届け印を押してください。 ※組合口座通帳を併せて、ご提出ください。 ※最近お振替用紙を提出してください。			
①			
お申込み人(口座名義人)	郵便番号 (192 - 0123)		
	おところ	八王子市 OX 町 1-2-3	
	おなまえ	フリガナ ヤマダ マルコ 山田 マル子 様	
	日中ご連絡先電話番号	携帯 会社 自宅 042 - 012 - 3456	
記号番号		1 0 0 0 0 0 7 6 5 4 3 2 1	
△通帳に記載のある方のみご記入ください。 △2枚目にもご捺印ください。			
払込先	加入者名	八王子市立山田小学校	
	口座番号	00140-7-593746	
	払込開始月	○ 年 5 月から 払込日 毎月 15 日 (再払込日 28 日) 土・日・祝日の場合は翌営業日	
払込金の種別	☒ 電気料金 20 ☒ 住宅使用料 25 ☒ 授業料等 29 ☒ 郵便代金 34		
	☒ ガス料金 21 ☒ 公庫費還金 26 ☒ 購読料 31 ☒ 税金 35		
	☒ 水道料金 22 ☒ 育英会返還金 27 ☒ 年金保険 32 ☒ 学納金 30		
	☒ 電話料金 23 ☒ 各種保険料 28 ☒ 会費 33 ☒ 30		
	該当の項目にし印をつけてください。		
ご契約者	郵便番号 (-)		
	おところ		
	おなまえ	フリガナ 様	
	日中ご連絡先電話番号	携帯 会社 自宅 - -	
②			
備考	ヤマダ マルオ 1 学年		
	山田 丸男		
(1枚目) (郵便局・ゆうちょ銀行支店センター) 〒30170-2511 京葉 ゆうちょ銀行			

最寄りのゆうちょ銀行窓口へ提出してください。

提出期限 **3月7日(金)**

とうこう

1 登校

- (1) 8時10分から8時20分の間に登校しよう。(8時10分までは校舎内に入れません。)
- (2) 必ず決められた通学路を歩いてこよう。
- (3) 登校したら、下校までは学校から出ないようにしよう。
- (4) 忘れ物をしても、取りに帰らないようにしよう。忘れ物を届けてもらうこともできません。
- 忘れ物をしたら先生に伝え、次に忘れ物をしないようにしましょう。
- (5) お金や、勉強に必要なものを持ってこないようにしよう。
- (6) 遅れて登校する場合は、必ず保護者と一緒にこよう。

こうしゃない

2 校舎内

きも

- (1) 気持ちのよいあいさつをしよう。
- (2) チャイムを守ろう。
- (3) 上履きに名前を書こう。
- (4) ろうかや階段では静かに右側を歩こう。

じゅぎょうちゅう

3 授業中

じゅぎょう はじ お

- (1) 授業の始めと終わりのあいさつをしっかりとしよう。
- (2) 名前を呼ばれたら「はい」と返事をして、発表しよう。
- (3) 姿勢や発表の声の大きさに気をつけよう。

やす じかん

4 休み時間

てんき ひ そと で あそ

- (1) 天気のよい日にはできるだけ外に出て遊ぼう。
- (2) ろうかでは遊ばないようにしよう。
- (3) 自分の教室以外のところには、入らないようにしよう。用事のあるときは、先生にことわって入ろう。
- (4) 雨の日は教室で静かに過ごそう。
- (低…粘土、お絵かき、折り紙、低中高…トランプ、ウノ、百人一首、算数教材ジャマイカなどは可)
- (5) 駐車場・体育館の裏・校舎の裏・プールの周りでは遊ばないようにしよう。
- (6) 斜面(法面)、植木のある中に入らないようにしよう。
- (7) 木登りは、危険なのでやめよう。
- (8) 軟球・ソフトボールでキャッチボールをしたり、バットをふったりしないようにしよう。

(9) ブランコは、^{た の ふたり の}立ち乗り・二人乗りをしないようにしよう。

(10) ボール遊びは、^{あそ き じかん ばしょ まも}決められた時間と場所を守ろう。

5 下校^{げこう}

(1) 授業^{じゅぎょう}やフレンドタイムが^お終わったら、^{ちか とも いっしょ}近くの友だちと一緒に^{げこう}下校しよう。

(2) 早退^{そうたい}するときには、^{かなら ほごしゃ むか}必ず保護者に^{むか}迎えにきてもらおう。

6 下校後^{げこうご}

(1) 用事^{ようじ}があって学^{がっこう}校にくるときは、^{かなら せんせい がっこうかんりいん ひと}必ず先生か学校管理員の人に^{ひと}ことわってから入ろう。

^{わす もの と こうしゃ}忘れ物を取りに、校舎に入ることはできません。

(2) 用事^{ようじ}があって学^{がっこう}校に自転車^{じてんしゃ}できたときは、自転車置き場^{じてんしゃお ば お}に置こう。

(3) 1・2年生^{ねんせい}は自転車^{じてんしゃ}に乗って学^{がっこう}校に^こ来ないようにしよう。

7 その他^た

(1) 「夕やけ小やけ」の放^{ゆう こ ほうそう}送^{あそ}が^{いえ かえ}なったら、遊びをやめて家^{いえ}に帰ろう。

(2) 悩^{なや}んでいることや、困^{こま}っていること、心^{しんぱい}配^{ひとり かか}なことなどがあ^{ひと}ったら、一人^{ひと}で抱^{かか}えこまずに家族^{かぞく}や先生^{せんせい}など、まわりの大人^{おとな}に相談^{そうだん}しよう。

8 SNSルール^{エスエヌエス}

(1) 個人情^{こじんじょうほう}報^{なまえ}（名前^{なまえ}、写真^{しゃしん}、メールアドレスなど）は載^のせたり、教^{おし}えたりしない。

(2) 相手^{あいて}を傷^き付^{すつ}けないように、相手^{あいて}の気^き持^もちにな^よって読^よみ直^{なお}してから送^{そうしん}信^{しん}する。

(3) 使^{つか}ってよい時^{じかん}間^きを決^めめ、目^めを休^{やす}ませる。

(4) スマホやゲ^{よる}ーム^じは夜^お9時^おまでに終^おわらせる。

(5) 1日^{いち}にゲ^{じかん}ーム^{じかん}をする時^{めやす}間は、1時^{めやす}間^{めやす}を目^{めやす}安^{めやす}にする。

(6) おうちの人^{ひと}の目^めが届^{とど}くところ^{つか}で使^{つか}う。

(7) いつ、だれと、なにを^{なに}して、どのくら^{どの}いあそ^{あそ}ぶのか、おうちの人^{ひと}につ^つたえ^える。

9 クロームブックのルール

(1) 授業^{じゅぎょうちゅう}中^{ちゅう}や休^{やす}み時^{じかん}間^{かん}など、先生^{せんせい}の指^し示^じや許^{きょ}可^かがあ^あったとき^{とき}だけ、学^{がくしゅう}習^{かんけい}に関^{かん}係^{けい}するこ^ことに使^{つか}う。

(2) きょ^{きょ}かなくほ^ほかのひと^{ひと}のク^くローム^{ろーム}ブ^ぶック^くにさ^さわ^わら^らない。

(3) ID^{ID}やパ^パスワ^{スワ}ード^{ード}は、か^かぞ^ぞく^くい^いが^がいのひと^{ひと}にはお^おし^しえ^えない。

(4) カメ^{カメ}ラ^ラでひと^{ひと}をとるとき^{とき}は、か^かな^なら^らずき^きょ^ょか^かをもら^{もら}ってか^から、さ^さつ^つえ^えい^いする。

(5) こ^こま^まったこ^ことがあ^あった^{った}ら、か^かぞ^ぞく^くか^かせん^{せん}せい^{せい}にす^すぐそ^そう^うだ^だん^んする。

(6) クロームブ^{くろーム}ック^くは、じ^じゅう^うで^でん^んを^をしてが^がっ^っこ^こう^うに^にも^もつ^つて^てく^くる。

持ち物について

八王子市立山田小学校

日頃より本校の教育活動にご理解とご協力をいただき、ありがとうございます。本校では、持ち物について、以下のように指導しています。学用品を準備・補充する際、以下を参考にお願いします。

1 学校に必要な物はない物は、持ってきません。

- キーホルダー、マスコットなどを持ってきません。
(ランドセル、水筒、図書バック等にも付けしないでください。)
- 髪留め(ピン、ゴムなど)は、シンプルな物にする。(手首や指につけない。)

2 文房具は、すべてシンプルな物を使います。

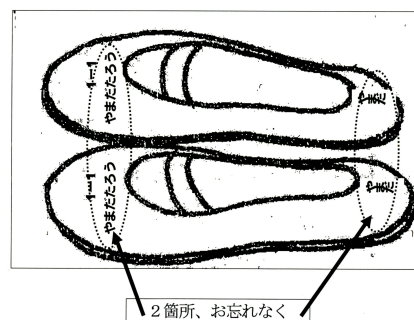
- 本人はもちろん、周りの友だちへの刺激にもならないよう、できるだけシンプルな物にします。授業に集中することを第一に考えて、用意をしてください。

えんぴつ	バトル(転がして遊ぶ絵がある)用ではない物 チェーンなど動く飾りがついていない物 (シャープペンシルは使いません。持ってきません。)
けしゴム	よく消える物 転がらない形の物 匂いがついていない物
じょうぎ	目盛りがはっきりと読める、透明の物 折り畳み式ではない物 筆箱に収まる長さの物
したじき	目にやさしい色の物 丈夫な素材でできている物
ふでばこ	鉛筆が固定できる箱型の物 えんぴつキャップが不要の物

※ 鉛筆削りは各教室にもありますが、家で削ってきてください。

3 持ち物には、名前を書きます。

- お手数ですが、**すべての持ち物**に記名をお願いします。
(落とし物が持ち主の元に戻りません。)
- 上ばきには、右図のように2ヶ所に名前を書いてください。
(後ろからでも名前が分かります。)



4 1年生は、黄色の帽子、ランドセルカバーを着用します。

- 交通安全のために、車の運転手が認識しやすい黄色にしています。
- 黄色の帽子は、外遊びのときにも着用します。

5 防犯ブザーを携帯し、「もしも」のときに備えます。

- ランドセルの肩を通す持ち手の部分の、(利き手のことを考えながら)より引きやすい位置に付けます。ブザーを鳴らすべきときの確認と練習、定期点検をしてください。

6 必要に応じて、水筒を持ってきました。

- 気温だけでなく、湿度が高いときにも、熱中症予防の水分補給が必要です。水かお茶、スポーツドリンクを水筒に入れて持ってきます。
- 水筒を清潔に保ち、飲み物を友達にあげたり、もらったりしません。
- 運動会の当日のみ、水筒とは別にペットボトルを1本持ってきてよいです。
- 学校薬剤師の定期検査や日常の水質検査により、水道水の安全を確認しています。水道水の水質は、飲料水として十分適しています。

7 数枚のマスクをランドセルのポケットに入れておきます。

- 感染症が心配されるときや給食当番のときなど、必要なときにいつでも使えるように、常にランドセルに入れておきます。残りが少なくなったら補充します。

8 その他

【忘れ物について】

- 忘れ物をしても取りには帰らず、先生に伝え、次に忘れ物をしないようにします。
- ※ 忘れ物を届けるための来校は控えてください。受付での預かりもお受けしません。忘れ物を防ぐためには、例えば「持ち物を必要最小限にする。」「一目で必要なものをチェックできる工夫をする。」「明日の準備をする時間を決める。」などがあります。準備の習慣を身につけ、余計な心配を少なくしていきましょう。

【携帯電話の持ち込みについて】

- 学校に携帯電話を持たせることは、原則禁止です。事情により持たせる場合は、学級担任へ申し出てください。所持許可願いを渡しますので、記入し、提出してください。

【その他の生活用品の持ち込みについて】

- 暑い時期のネッククーラーやクールタオル、虫よけ、寒い時期のハンドクリームやリップクリーム、カイロ等、様々な生活用品の学校への持ち込みについて、本校の基本的な対応は以下のようにしています。

（基本的な判断基準と対応）

- ・ 学校で安全、安心に生活、学習するのに必要か。
- ・ 本人にとって、また共に学校生活をする友だちにとっても、学習や生活の妨げにならないか。
- ・ ハンドクリームやリップクリームは薬と同様の扱いとします。
（使用時は、担任に伝えた後にランドセルから出し、使用後はすぐにランドセルにしまう。）

（家庭の確認事項）

お子さんに以下のことを理解させ、家庭の責任で持ち込み、使用をさせてください。

- ・ 音や光が出る等、周囲の学習の妨げになるようなものは持ち込みません。
- ・ 衣服が水に濡れるなどを避け、上手に扱えるようになってから持ち込みます。
（授業に集中できなくなるものは持ち込みません。）
- ・ 授業中に触れません。
- ・ 机上等に置かず、使用しないときはランドセル内にしまいます。
- ・ 毎日持ち帰ります。（学校で捨てる等しません。）
- ・ 着用等により、危険と判断される教科や活動等、学校から指示をされた場合は、使用しません。
- ・ 持ち込みや使用の仕方等について何度も指導が必要になった場合、学校は、学習や生活の妨げになっていると判断し、持ち込みと使用の制限や禁止をします。
- ・ 持込物品の紛失や破損等について、学校は関与しません。（学校は、持ち込みを推奨していません。）

4 健康・保健について

(1) 毎朝の健康観察を忘れずに

入学後は、環境が変わって心身の疲労が出やすくなります。一日、元気に過ごせるかどうか、お子さんの様子を見てください。



- ◇ 寝起きはよいか
- ◇ 顔色はどうか
- ◇ 元気はあるか
- ◇ 排便はどうか
- ◇ 食欲はあるか
- ◇ 目の輝きはあるか

* 学校をお休みする場合は、8時15分までに「Home&School」でお知らせください。「Home&School」アプリは、入学後すぐ（4/9まで）に登録してください。コメント欄に欠席理由を記入してください。

いつもと違うと思われたら、検温をしたり様子を聞いたりするなど、心や体の状態に目を向け、無理をしてまで登校させることのないよう、ご家庭で適切な判断をしてください。なお、検温して37.5度以上ある場合は登校できません。

(2) 生活習慣について

学校は決められた時間で生活します。学校生活の基礎は日々の家庭での生活に支えられています。生活リズムを一定に（起床・食事・排便・就寝など）朝、何時に起きたら落着いて食事をし、用便を済ませることができるか、起床時刻と、十分な睡眠をとれる就寝時刻を見てあげてください（低学年は夜9時まで）。また、手洗いうがい（食事の前・排便の後・外から帰った時等）、歯磨き、髪・爪の手入れなどの習慣も付けましょう。

(3) 学校での健康管理

アレルギーや、治療中・経過観察中の病気、既往歴（過去の大きな病気やけが）等で、学校生活で配慮すべきことや主治医の指示がある場合は、入学前にお知らせいただき、入学後は担任にも直接お話しください。また、学校から病院搬送する場合、既往歴や服用薬等の情報が必要になりますので、入学後に配布する「保健調査」に御記入ください。

(4) 学校で病気・けがをした場合

★ 学校で具合が悪くなった場合

保健室で休養させて様子を見ます。発熱時（37.5℃以上）や、症状が改善しない場合は、お迎えをお願いします。遅刻、早退時には必ず大人の付き添いが必要です。子どもだけでは帰すことができません。

★ 軽いけがの場合

保健室で応急処置をします。その後は家庭で経過を見ながら処置をしてください。特に打撲や捻挫の場合は、後から腫れてきたり痛くなったりすることがありますので注意していただき、受診された場合は学校へお知らせください。

継続的な処置は医療行為になりますので学校では行いません。

★ 急を要する場合

保護者に連絡し、お迎えをお願いするか、指定された病院に連れて行きます。保護者の方は保険証を持って学校または病院へ来てください。万が一連絡が取れない場合は、学校で病院を決めさせていただくことがあります。

お迎えが必要な時にすぐ連絡がとれるようにしていただくとともに、連絡先が変更になった場合は必ず学校へお知らせください。

(5) 独立行政法人日本スポーツ振興センター 災害共済給付（p14～17）

入学と同時に自動的に加入となる保険です。登校のために家を出てから、下校して帰宅するまでの不慮の災害等に対し、医療費が給付されます。総医療費 5000 円以上（3割負担の場合、自己負担額 1500 円以上）の災害が対象となります。

上記に該当するけがで受診した場合は、医療証ではなく保険証を使っただき、学校へ御連絡ください。手続きに必要な書類をお渡しします。書類を学校に提出してから数ヵ月後に、給付金がゆうちょ銀行の口座（給食費の口座）へ振り込まれます。

(6) 学校感染症にかかった場合

児童が「学校において予防すべき感染症」（p12）にかかった場合、本人の回復と他の児童への感染防止のため、医師の許可が出るまで出席を停止することになっています（学校保健安全法施行規則第 18 条）。

該当する病気の診断を受けた時は出席停止扱いになりますので、早めに学校まで御連絡ください。また、登校届に必要事項を記入の上、提出してください。

【学校において予防すべき感染症と出席停止期間の基準】

	病名	出席停止期間の基準
第一種	エボラ出血熱 クリミア・コンゴ出血熱 痘そう　　南米出血熱　　ペスト マールブルグ病　　ラッサ熱 ジフテリア　　急性灰白髄炎（ポリオ） 重症急性呼吸器症候群（SARS） 鳥インフルエンザ（H5N1） 新型インフルエンザ など	治癒するまで
第二種	新型コロナウイルス感染症	発症後5日、かつ、解熱後2日を経過するまで
	インフルエンザ	発症後5日、かつ、解熱後2日を経過するまで
	百日咳	特有の咳が消失するまで、または、5日間の適正な抗菌薬療法が終了するまで
	麻疹（はしか）	解熱後、3日を経過するまで
	流行性耳下腺炎（おたふくかぜ）	耳下腺、顎下腺または舌下腺の腫脹開始後5日を経過し、かつ、全身症状が良好となるまで
	風疹（三日ばしか）	発疹が消失するまで
	水痘（水ぼうそう）	すべての発疹が痂皮化するまで
	咽頭結膜熱（プール熱）	主要症状が消失後、2日を経過するまで
	結核 髄膜炎菌性髄膜炎	病状により学校医その他の医師が感染の恐れがないと認めるまで
第三種	コレラ 細菌性赤痢 腸チフス パラチフス 腸管出血性大腸菌感染症 流行性角結膜炎（はやり目） 急性出血性結膜炎　　など	病状により学校医その他の医師が感染の恐れがないと認めるまで
	溶連菌感染症 ウイルス性肝炎 手足口病 伝染性紅斑（りんご病） ヘルパンギーナ マイコプラズマ肺炎 感染性胃腸炎（流行性嘔吐下痢症） など	条件により出席停止となる感染症であり、校長が学校医の意見を聞き措置や期間を決定する

(8) 疾病の早期発見・治療

学校では、毎年4～6月に定期健康診断を行います。病気や異常が見つかった場合はお知らせしますので、早期に専門医と相談の上、必要な治療をしてください。

就学時健診で病気や異常が見つかったお子さんは、入学前に医師の指導や治療を受け、学校生活を元気にスタートできるようにしておきましょう。



————— 楽しい学校生活を送るために —————

- 4～5月は新しい環境の中で、緊張が続き疲れやすい時期でもあります。規則正しい生活をし、睡眠時間をたっぷりとりましょう。朝の時間は余裕をもち、送り出す時は温かい言葉をかけ、ゆったりとした気持ちで登校させてください。休日の遠出や睡眠不足、朝食抜きなどは身体の不調となって現れるので、注意しましょう。
- 転んだときに手を出して身を守れず、顔や歯をぶつける子が増えています。日頃から戸外で身体を動かしましょう。また、自分のことを自分で伝えることも大切です。けがや自分の体調のこと、どんなことに困っているのか等、大人に伝えられるようにしましょう。
- どんな子も、新しい生活への喜びや期待と同時に不安もあります。少しずつ学校生活にも慣れていきますが、不安等の症状が様々な形で現れることがあります。気になる様子がある場合はいつでも学級担任（養護教諭、スクールカウンセラー等）へご相談ください。



<不安がこんな形で現れることがあります>

- | | |
|--------------|---------------------|
| ◇ 学校へ行くのを嫌がる | ◇ 出がけに頭痛、腹痛、気持ち悪くなる |
| ◇ 急に口が重くなる | ◇ 食欲が無くなる |
| ◇ 行動が乱暴になる | ◇ 寝言、夜尿、指しゃぶりなどをする |

<きっかけになりやすいこと>

- | | |
|---------------|--------------|
| ◇ 朝の目覚めが悪い | ◇ 片付けや身支度が苦手 |
| ◇ 給食が食べられない | ◇ 友達と遊べない |
| ◇ 幼児語が残っている | ◇ 疲れやすく休みがち |
| ◇ 心に気になることがある | |

令和 7 年 2 月 2 5 日

保護者各位

八王子市立山田小学校
校長 小林 文秋

学校情報配信アプリ「C4th Home & School」登録のお願い

平素より本校の教育活動に、ご理解とご協力をいただきまして誠にありがとうございます。

さて、本校では、学校と保護者との連絡を効率良く、かつより確実に行えるよう、C4th Home & School（学校情報配信アプリ）を導入しています。こちらは八王子市教育委員会が導入を推奨しているアプリとなります。この学校情報配信アプリの「欠席連絡」「検温報告」「共通連絡」（学校からの配信）機能の利用を通して、保護者の皆様と情報を共有させていただきます。

つきましては、下記の手順及び別紙の「学校情報配信アプリ利用説明書」（以下「利用説明書」）を参考に登録作業を行ってくださいますよう、お願いいたします。

記

1 登録方法について（詳細については別紙「利用説明書」をご覧ください。）

（1）登録までの手順は次のとおりです。

- 
- ①アプリのインストール
 - ②学校の選択
 - ③ユーザー情報の登録
 - ④子どもアカウントの登録

※ フィーチャーフォン（ガラケー）をお使いの方は、モバイルサイトをご利用ください。「利用説明書の裏面」にご利用方法の記載がございます。

（2）令和7年4月9日（水）までに登録を完了してください。

※利用登録書に記載されている日程とは異なります。

有効期限が過ぎると登録用紙が「無効」となりますのでご注意ください。

- （3） 1人の児童に対し、保護者様を複数名登録したい場合は、代表者（主アカウント）の方からアプリ上で他のご家族を「招待」してください。
- （4） 本校にすでに児童が在籍している場合、2人目以降の登録には①アプリ登録～③ユーザー登録の手順は不要です。

2 その他

- (1) 「利用説明書」は個人情報（児童の情報）が含まれた書類となりますので、取り扱いに十分ご注意いただき、大切に保管してください。
- (2) ユーザー情報を登録する際、登録できないアドレスがありますので、ご注意ください。

<登録できないアドレス>

「.（ドット）」と「@（アットマーク）」が並ぶアドレス

(例) abc.@docomo.ne.jp

「.（ドット）」が2つ以上並ぶアドレス

(例) abc..def@docomo.ne.jp

また、ご利用されるメールアドレスで、受信拒否設定を行っている場合は、「home.c4th.jp」からのメールを受信可能とするように設定変更を行ってください。

保護者の方へ

独立行政法人日本スポーツ振興センター

「災害共済給付制度」のお知らせ

八王子市教育委員会

「災害共済給付制度」は、学校の管理下で、児童、生徒の災害（負傷、疾病、障害又は死亡）が発生したときに、災害共済給付（医療費、障害見舞金又は死亡見舞金の給付）を行う国・学校の設置者・保護者の三者の負担により成り立つ互助共済制度です。

※本制度の加入に必要な掛金は市で全額負担しています。

この制度は、独立行政法人日本スポーツ振興センター法に基づく国の公的給付制度なので、次のような特色を持っています。

- 学校の責任の有無にかかわらず、給付の対象となります。
- 学校の責任において提供した食物による O157 などの食中毒及び熱中症、また、いわゆる突然死も給付の対象となります。

給付の対象となる管理下と災害の範囲

学校の管理下【各教科や学校行事などの授業中、部活動などの課外指導中、休憩時間中などのほか、通学中を含む。】における、児童生徒等の**負傷**【骨折、打撲、やけどなど】、**疾病**【異物の嚥下、漆等による皮膚炎など】に対する**医療費**、**障害**又は**死亡**が給付の対象となります。

災害の種類	災害の範囲		給付額の範囲
負 傷	学校の管理下の事由によるもので、療養に要する費用の額が 5,000 円以上のもの		医療費 ・医療保険並みの診療に要する費用の額の 4/10（そのうち 1/10 の分は、診療に伴って要する費用として加算される分） ただし、高額療養費の対象となる場合は、自己負担額（所得区分により限度額が定められている。）に「療養に要する費用月額」の 1/10 を加算した額 また、入院時食事療養費の標準負担額がある場合は、その額を加算した額
疾 病	学校の管理下の事由によるもので、療養に要する費用の額が 5,000 円以上のもののうち、文部科学省令で定めるもの ・給食等による中毒 ・ガス等による中毒 ・溺死 ・熱中症 ・異物の嚥下又は迷入による疾病 ・漆等による皮膚炎 ・外部衝撃等による疾病 ・負傷による疾病		
障 害	学校の管理下の負傷及び上欄の疾病が治った後に残った障害で、その程度により第 1 級から第 14 級に区分される		障害見舞金 4,000 万円～88 万円[通学中の災害の場合 2,000 万円～44 万円]
死 亡	学校の管理下の事由による死亡及び上欄の疾病に直接起因する死亡		死亡見舞金 3,000 万円[通学中の場合 1,500 万円]
	突	運動などの行為に起因する突然死	死亡見舞金 3,000 万円[通学中の場合 1,500 万円]
	然	運動などの行為と関連のない突然死	死亡見舞金 1,500 万円[通学中の場合も同額]

※1 災害共済給付を受ける権利は、その給付事由が生じた日から 2 年間行わないと、時効によって請求権がなくなります。

※2 同一の災害の負傷又は疾病についての医療費の支給は、初診から最長 10 年間行われます。

※3 独立行政法人日本スポーツ振興センターが給付する医療費は、医療保険（健康保険、国民健康保険など）の被保険者又は被扶養者として受けられる療養を対象とし、その療養の費用の額も医療保険の定めに従って算出された額を基準にして算定されます（いわゆる自由診療を受けた場合は、かかった費用を医療保険診療の場合の算定方法で算出し直すこととなります。）。上表では、これを「医療保険並の療養」と表記しています。

※4 上表の「療養に要する費用の額が 5,000 円以上のもの」とは、初診から治ゆまでの医療費総額（医療

保険でいう 10 割分) が 5,000 円以上のもの (したがって、医療保険でいう被扶養者 (家族) で、例えば病院に外来受診した場合、その 3 割分の 1,500 円以上を負担したもの) をいいます。

- ※5 災害共済給付の給付事由と同一の事由について、損害賠償を受けたときは、その価額の限度において、給付を行わない場合があります。
- ※6 他の法令の規定による給付等 (例えば児童福祉法の育成医療) を受けたときは、その受けた限度において、給付を行わない場合があります。
- ※7 生活保護法による保護を受けている世帯に属する児童生徒等に係る災害については、医療費の給付は行われません。
- ※8 関節用装具、コルセット、サポーター等の治療用装具は、治療上必要であることを医師が認め、その傷病の治療中に医師の指示に基づいて装着したものが支給対象になりますが、一時的なレンタル等は支給対象になりません。また、医療保険の対象とならないものもあります。

給付を受ける手続

お子様が「学校の管理下」で災害に遭い、病院等へかかったときは、

- ①「災害報告書」……学校で作成します。
- ②「医療等の状況」……治療を受けた病院等で記入していただきます (用紙を持参してその場ですぐ書いていただくわけにはいかない場合もありますので、記入を受けるときは医師等の都合を確かめてからお願いするようにしてください。「医療等の状況」の証明には医療機関によっては文書料がかかる場合があります。)
- ③「同意書」……手続き及び個人情報の扱いに関する同意書です。必ず保護者の方が記入してください。
- ④学校では、上記書類①及び②を、教育委員会を經由して独立行政法人日本スポーツ振興センターへ提出し、③は教育委員会へ提出します。
- ⑤独立行政法人日本スポーツ振興センターにおいて、審査のうえ、給付金額を決定し、教育委員会を通じて保護者の皆様へお支払いします。

このように、請求手続は、学校が行いますので、お子様が「学校の管理下」で災害に遭った場合は、学校の指示を受けて必要な書類をそろえたり、治療の経過を報告するなど、学校との連携を密にしてください。また、給付金は振興センターにおける書類の審査等終了後にお支払いしますので、書類を学校に提出してから支給されるまで約3か月程度かかります。

ご注意

学校の管理下での災害には、**子医療証・親医療証は使用しないでください。**使用した場合は、センターへ申請する前に診療点数等の確認を行うため、**通常の申請よりも2か月以上給付が遅れる場合があります。**また、給付金の支給後に**子・親医療証の助成額分については、市へ返還していただくこととなりますのであらかじめご承知**お願いします。

※医療機関等への支払総額が 1500 円未満など、災害共済給付制度の対象とならないときは医療証の助成が受けられる場合があります。(領収書の原本が必要) **子・親医療証**については、八王子市子ども家庭部子育て支援課 Tel042-620-7368 (直通) へお問合せください。

問合せ先……八王子市教育委員会 学校教育部 保健給食課 保健担当

Tel 620-7330

Fax 627-8813

※参考

独立行政法人日本スポーツ振興センター 学校安全部 給付第二課

〒107-0061 東京都港区北青山 2-8-35

Tel03-5410-9163 ホームページアドレス <http://www.jpnsport.go.jp/anzen/>

令和元年6月作成

保護者の方へ

☆必ずご確認ください

学校管理下（通学時等を含む）でケガなどをした場合は、
「**㊦**医療証」・「**㊧**医療証」を使用しないでください

学校管理下の怪我により災害共済給付が適用となった場合、医療証（マル子等）はご使用いただけません。

災害共済給付適用の場合、病院等の窓口で一旦保険診療の自己負担額（3割）をお支払いいただきますが、後日、学校を通して日本スポーツ振興センターより、診療に伴って要する費用（1割）が加算されて給付されます。

医療証を使用した場合は、医療証による助成と災害共済の給付に重複が生じますので、医療証使用分は市へ返還していただくことになります。

なお、裏面に Q&A がありますので、ご確認ください。

ご不明な点につきましては、各問い合わせ先まで連絡をお願いします。

問い合わせ先

■災害共済給付制度

八王子市教育委員会 学校教育部 保健給食課 保健担当
TEL 042-620-7330（直通）

■医療費助成制度（㊦・㊧医療証）

八王子市子ども家庭部 子育て支援課 給付担当
TEL 042-620-7368（直通）

◆Q&A

Q1.医療証を使ってしまった場合、どうすればいいですか？

A1.医療機関窓口等で精算、または市から返還請求となります。

精算の可否については、医療機関窓口等にご確認ください。また、返還請求となった場合は、後日市から納付書をお送りします。なお、治療が長引く等により返還金額が高額になることもありますので、災害共済からの給付金は取っておくなど、市への返還に備えていただくようお願いいたします。

Q2.災害共済給付に該当しなかった場合、どうすればいいですか？

A2.還付請求できます。

保険診療分については医療費助成制度の還付請求により払い戻しができます。還付請求する際は、領収証の原本が必要になりますので、必ず保管ください。詳細は子育て支援課までお問い合わせください。

5 学校給食について

(1) 学校給食の目的

学校給食は、成長期にある児童・生徒の心身の発達と食教育の育成のために、主に次のようなねらいをもって児童・生徒に対しておこなわれるものです。

- ・バランスのとれた栄養豊かな食事で、体位の向上、正しい食習慣を身に付ける。
- ・皆で食事をするを通して、好ましい人間関係を身に付ける。
- ・準備、片付けなどを協働して行うことで、協調の精神を身に付ける。



(2) 学校給食の栄養

6年間で大きくたくましい6年生に成長します。成長の盛んな時期ですので、特にバランスのとれた食生活が大切です。

学校給食では、子供たちが1日に必要とされる栄養量の約1／3をとれるようになっています。家庭でとりにくいカルシウムは1日の推奨量の50%、ビタミンB₁・B₂は40%がとれるようになっています。

(3) 食品の安全性・自校給食

- ・化学調味料は使いません。(だしは削り節や煮干しなどからとります。)
- ・野菜・果物・食肉など、使用している食品はほぼ国産です。
- ・遺伝子組み換え食品は極力使用していません。
- ・ハム・ベーコン・ソーセージ・魚介類の練り製品などは発色剤・保存料などを使用していないものです。
- ・しょうゆ・みそ・ケチャップ・ソースなどの調味料も無添加で国産原料のものを使用しています。
- ・加工品や半加工品は使用しません。ハンバーグ・コロッケ・ぎょうざ・グラタンなど、すべて原材料からの手作りです。ふりかけ・ケーキなども手作りです。
- ・カレー・シチューなどのルーは、小麦粉・バター・カレー粉・牛乳などの材料で作ります。

（４）衛生

- ・食中毒予防のため、年間を通して生食するもの（果物・ミニトマトを除く）を出すことは禁止されています。加熱調理が原則で、生食する果物も限られたものになります。
- ・調理したものは、温度計を使って、内部まで温度が上がり十分加熱されているか確認しています。
- ・生鮮食品は当日納品され、調理はすべて当日おこないます。
- ・食器や器具は天然油脂を原料とした石鹼で洗い、熱風消毒保管庫で消毒します。
- ・給食従事者と管理職は、月２回腸内細菌検査をおこなっています。
- ・毎日の点検や定期的な検査等、衛生管理の徹底に努めています。

（５）食物アレルギー対応

食物アレルギーのある児童に対しては、除去食の提供をおこなっています。

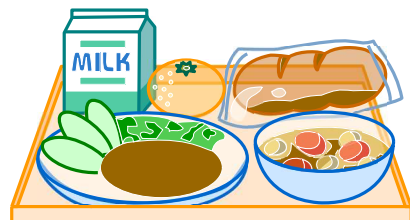
食物アレルギーの状況等を事前に把握するため、就学児検診時に「食物アレルギー調査」を提出していただいております。未提出の方は本日栄養士にご提出ください。

アレルギー対応を希望する場合は面談をおこない、「学校生活管理指導表」を提出していただきます。

ご相談・ご不明な点がございましたら、栄養士におたずねください。

（６）お願い

- *給食の準備は、１年生も自分たちでおこないます。ご家庭でも食器の用意や後片付けなど、少しずつお手伝いをさせてください。
- *学校では、給食時間の４５分間で、準備から片付けまでしますので、食事時間は２０分程度になります。食事に時間がかかる子は、時間内に食べられるように練習してください。
- *食事の前には石鹼で手を洗います。毎日清潔なタオルやハンカチを持たせてください。
- *ランチマットを使用します。持ち帰りましたら洗濯をして毎日持たせてください。
- *給食当番になりますと、学校の白衣を着ます。金曜日には、白衣を持ち帰りますので、洗濯をし、月曜日には忘れずに持たせてください。また、ボタンがとれたりした場合も、直していただきますよう、ご協力をお願いいたします。



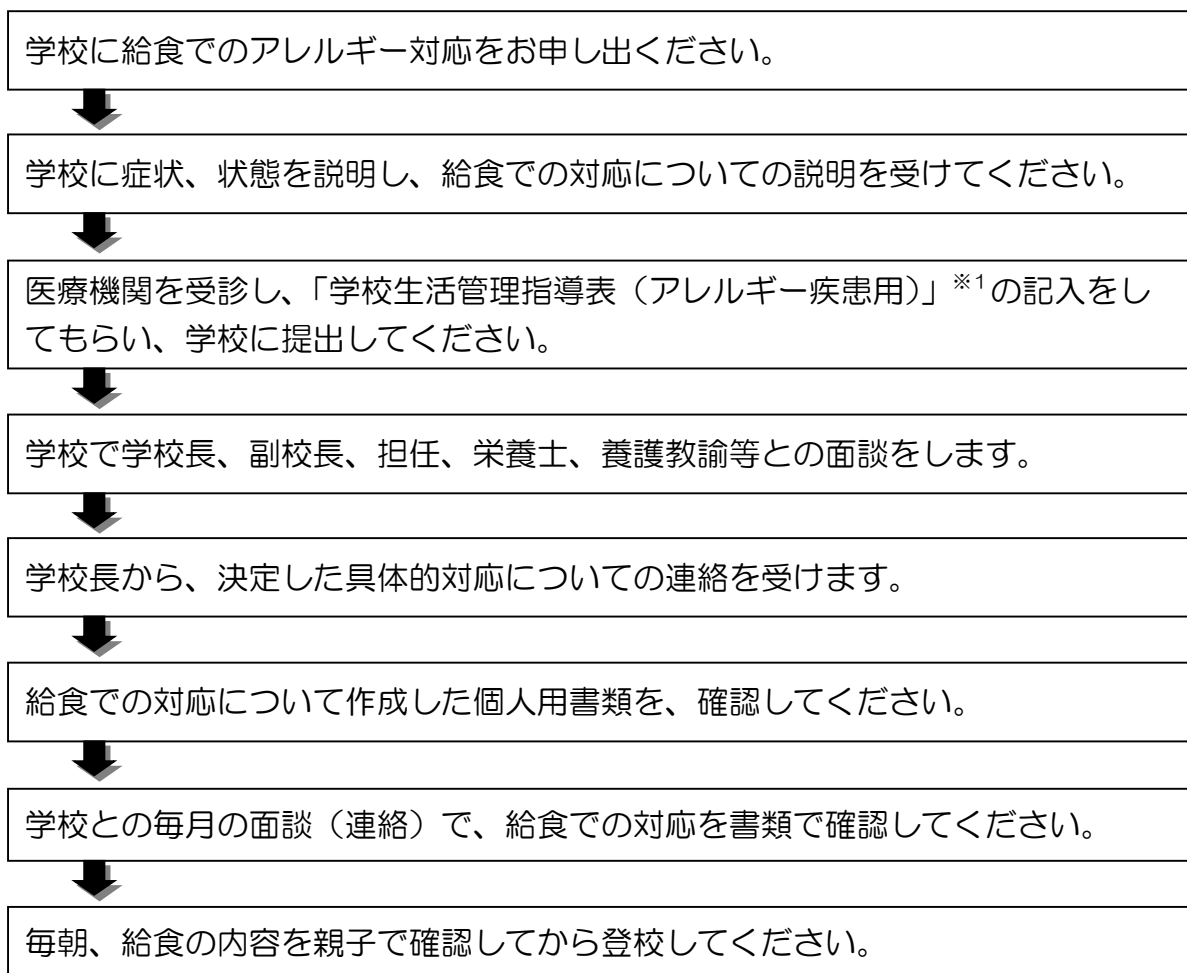
小学校給食でのアレルギー対応について

日頃より、八王子市立学校の教育活動にご理解ご協力いただきありがとうございます。

学校給食でのアレルギー対応は、食物アレルギーの児童が他の児童と同じように給食を楽しむことができるよう配慮しながら誤食事故ゼロを目指して、市内小学校で同じ対応をとることを基本としています。アレルギー対応を希望される場合は下図の手順で進めますので、まずは在籍の小学校へお申し出ください。

なお、学校での説明後に医療機関を受診する際は、小児科のアレルギー専門医の受診をお勧めします。

【保護者の方の新規アレルギー対応開始までの手順】



※1「学校生活管理指導表（アレルギー疾患用）」は、学校における配慮や管理が必要となる場合に、取組を希望する保護者が医師に児童・生徒のアレルギー疾患に関する情報を記載してもらい、学校に提出するものです。配慮や管理が必要な間は、少なくとも毎年の提出が必要です。

【小学校給食でのアレルギー対応についての基本的な考え方】

対応の 決定につ いて	・安全第一のおいしい給食を提供します。 ・「学校生活管理指導表（アレルギー疾患用）」※¹の記載内容による対応を基本とします。 記載内容に不足がある場合は、詳細な情報等の追記を医師にお願いしていただくことがあります。 ・市内小学校で同じ対応を基本としますが、具体的対応については学校長が面談後に決定します。 ・校内の対応件数や本人の原因食品数が多い場合、また献立内容等により、事故の起きない体制を整えて安全に除去食対応をすることができないと学校長が判断した場合は、家庭からの持参をお願いすることがあります。
完全除去 について	・給食でアレルギー原因食品の除去対応をする場合は、原因食品の完全除去対応です。 ・何グラム以上の場合には除去するという部分除去対応は、誤食事故につながる危険性があるため行いません。 ・代替りの食材を使用しての代替食対応はしません。 ・除去食は、ひと皿ごとに校内のアレルギー児童全員の原因食品を全て除去したものを提供しますので、他の児童の原因食品も除去になる場合があります。 ・栄養不足が心配な場合には、家庭から一品もしくは一食分を持参することもできます。
教室での 対応につ いて	・除去食の提供を受ける児童は、誤食を防ぐため、当日のすべての料理のおかわりをしないこととします。 ・除去食は、誤食を防ぐためにアレルギー専用色つきトレイ（ピンク色のトレイ）で提供します。 ・誤食事故を防ぐために、学級の児童全員でアレルギー児の情報を共有します。
返金につ いて	・給食費の返金はパン、飲み物を除去した場合と、一食分すべてを持参した場合のみです。 ・乳糖不耐症※²の場合も、別途手続きにより飲用牛乳を止め、返金します。

※2 乳糖不耐症とは、牛乳などに含まれている乳糖を摂取した後に腹痛、下痢などの消化不良を起こす症状です。乳糖不耐症があり牛乳アレルギーではない場合には、医師の診断書を添えた申請書の提出により飲用牛乳を除いた給食を提供し、相当額を返金します。該当する場合はお申し出ください。

【問合せ先】

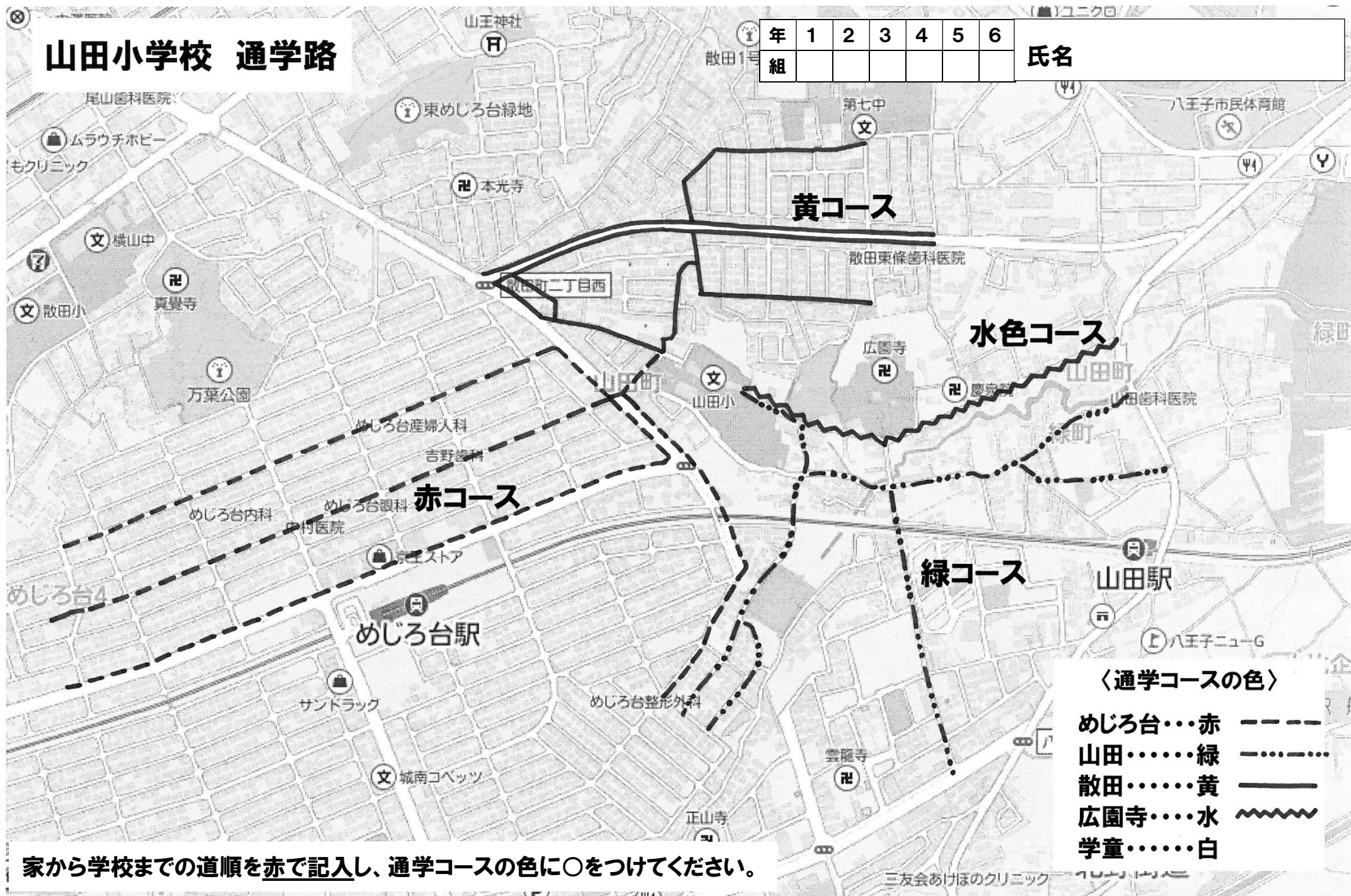
山田小学校（電話042-664-3984）栄養士 までお願いします。

この文書は、八王子市教育委員会 学校教育部 保健給食課 給食担当 が作成しています。

山田小学校 通学路

年	1	2	3	4	5	6
組						

氏名



〈通学コースの色〉

- めじろ台…赤 ————
- 山田……緑 -·-·-·-
- 散田……黄 —————
- 広園寺……水 ~~~~~
- 学童……白

家から学校までの道順を赤で記入し、通学コースの色に○をつけてください。

山田小学校 通学路

年 組 名前

黄コース

水色コース

赤コース

緑コース

〈通学コースの色〉

めじろ台…赤
山田……緑
散田……黄
広園寺…水
学童……白

地図に、各家庭から山田小学校までの道順を赤でご記入ください。